

# 松本市新庁舎建設市民懇話会

## 第1回市民懇話会資料

日時 平成29年10月28日(土)午後2時～  
会場 松本市役所本庁舎3階 大会議室

資料1	松本市新庁舎建設市民懇話会設置要綱	1
資料2	松本市新庁舎建設市民懇話会委員名簿	2
資料3	新庁舎建設の検討経過について	3
資料4	庁舎の現状について	5
資料5	新庁舎規模の試算	7
資料6	現在地で改築した場合の最大延床面積	9
資料7	立地適正化計画の都市機能誘導区域と誘導施設	10
資料8	市民等から意見を受けた建設場所(現在地以外)の検証	11
資料9	松本市役所新庁舎建設候補地検証委員会からの意見書	13
資料10	現在地の庁舎用地としての評価	17
資料11	新庁舎建設に係るこれまでの主な市議会一般質問及び答弁内容	18
資料12	松本市新庁舎建設市民懇話会 平成29年度会議日程	20
資料13	新庁舎建設ロードマップ	21
資料14	事務室配置図	22

## 松本市新庁舎建設市民懇話会設置要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、本市の新庁舎を建設するに当たり、市民の意見及び提案を聴取するため、松本市新庁舎建設市民懇話会(以下「懇話会」という。)を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

## (所掌事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 新庁舎に取り入れる機能に関すること。
- (2) その他市長が必要と認めること。

## (組織)

第3条 懇話会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 町会関係者
- (3) 有識者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

## (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事項に係る検討が終了するまでの間とする。

## (会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 懇話会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

## (オブザーバー)

第7条 懇話会は、必要に応じて新庁舎建設に関する意見を聴くため、オブザーバーを置くことができる。

## (庶務)

第8条 懇話会の庶務は、政策部政策課において処理する。

## (補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この告示は、平成29年9月27日から施行する。

## 松本市新庁舎建設市民懇話会 委員名簿

(五十音順 敬称略)

	区分	分野	所属	役職等	氏名
1	市民				がさい しろう 河西 史郎
2	有識者	市民活動		都市計画家	くらさわ さとる 倉澤 聡
3	市民				さかいだ きんいち 坂井田 金一
4	市民				さとう ひとみ 佐藤 人実
5	市民		松本市子ども会育成連合会 松本市シニア・リーダー会	会長	しもささ れいな 下笹 玲奈
6	有識者	I C T	日本情報経済社会推進協会	主任部員	たかくら まきこ 高倉 万記子
7	市民				たした ひかる 田下 光
8	有識者	健康づくり	松本大学人間健康学部スポーツ 健康学科	専任講師	たなべ あいこ 田邊 愛子
9	町会関係者		松本市町会連合会	副会長	つちや すみひこ 土屋 澄彦
10	有識者	建築	信州大学工学部建築学科	准教授	てらうち みきこ 寺内 美紀子
11	有識者	障害者福祉	特定非営利活動法人ケ・セラ	理事長	にしむら しょうた 西村 昭太
12	市民				はぎわら こずえ 萩原 梢
13	有識者	観光振興	松本観光コンベンション協会	専務理事	ふくしま よしあき 福嶋 良晶
14	市民				まえだ しんいち 前田 紳一
15	市民				まつお あきこ 松尾 朗子
16	市民				まつやま ひろこ 松山 紘子
17	有識者	環境	松本市地球温暖化防止市民ネット ワーク	代表	みやざわ まこと 宮澤 信
18	有識者	都市政策	信州大学経法学部応用経済学科	准教授	むしや ただひこ 武者 忠彦
19	市民				むらやま ただお 村山 忠勇
20	有識者	ユニバーサルデザイン	まつもとユニバーサルデザイン 研究会	事務局長	わたなべ ゆきお 渡邊 幸夫

## 新庁舎建設の検討経過について

## 1 経過

- 29.1.13 第1回新庁舎建設検討庁内委員会を開催
2. 8 現在地を軸に建設候補地(案)の検討を進める手法を含む進め方、  
ロードマップ(案)について市議会総務委員協議会で協議し、了承
6. 5 建設候補地(案)を現在地とし、有識者による検証を進めること  
について市議会議員協議会で協議し、了承
- 6~7月 新庁舎建設候補地検証委員会を開催
- 8.23 検証委員会から市長へ意見書を提出
9. 4 現在地を新庁舎の建設場所とすることについて市議会議員協議会  
で協議し、了承
- 10.28 第1回松本市新庁舎建設市民懇話会を開催

## 2 庁舎の現状

## (1) 面積

敷地面積	12,048㎡ 都市計画道路及び二項道路の拡幅部分を除く。汎用GISの三斜による面積
延床面積	17,362.71㎡ 本庁舎、東庁舎、東庁舎別棟他、大手事務所、今後建設する北別棟を含む。

## (2) 主な問題点

老朽化	建物・設備が老朽化し、来庁者や職員の安心安全に支障が生じかねない。
狭あい化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務室、物品や書類の保管場所、会議室など、一般的な事務スペースが不足しており、臨時的な事務事業にも対応困難</li> <li>・市民との相談スペース、市民の待合いスペースなどが不十分</li> <li>・災害時における指揮命令スペースも不足</li> </ul>
景観形成基準(高さ制限)の既存不適格	<p>高さ制限 本庁舎側 16m、東庁舎側 18m</p> <p>現庁舎高 約25m(本庁舎)</p>
非効率な配置	利便性と満足度の高い行政サービスを効率的に提供できる配置等が困難
セキュリティ対策	市民、職員のプライバシー、物理的セキュリティ、情報セキュリティの確保
社会情勢の変化への対応	情報化の一層の進展に伴う働き方の変化、人口減少

### 3 建設場所

#### (1) 建設場所

現在地を新庁舎の建設場所とします。

#### (2) 選定理由

ア 現庁舎の敷地において、現時点で試算した規模の新庁舎が、概ね建設可能と考えられること。

イ 「松本城を中心としたまちづくり」、「都市計画マスタープラン（平成22年3月策定、25年3月一部改定）」、「立地適正化計画（平成29年3月策定）」等、従来から進める松本のまちづくりや市政運営の方針等と整合を保てること。

ウ 庁舎用地としてふさわしいと認められること。（検証委員会意見書 資料9、現在地の庁舎用地としての評価 資料10のとおり）

歴史性 ・将来性	過去・現在・未来において、松本の政治・経済・文化の中心地であり、市役所所在地としても広く認知されている。
利便性	交通アクセスが確保されている。また、他の官公署との中心的な場所に位置しており、連携を図る際にも特段の支障がない。
実現性 ・実用性	法令上の制約や土地利用計画を変更せず建設が可能である。また、直下に活断層が確認されていない。ただし、中心市街地の特性として、十分な免震対策は必要となる。
経済性	新たに大規模な用地を取得せずに建設が可能である。また、民間資金の活用を図ることのできる可能性のある場所である。

#### (3) 留意事項

次の事項には特に留意することとし、新庁舎の適切な規模、建物の配置や機能等について検討を進めます。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・景観配慮</li><li>・眺望配慮</li><li>・圧迫感の払拭</li><li>・機能的な配置</li><li>・機能分離</li><li>・周辺住民との調整</li><li>・仮庁舎を含めた建設手順</li><li>・埋蔵文化財</li><li>・中核市の検討状況（保健所の取扱い）</li><li>・働き方の変化</li><li>・人口減少</li><li>・行政サービスのあり方の変化</li><li>・駐車場</li><li>・免震等災害対策</li><li>・民間資金の活用 等</li></ul> |
|--|

## 庁舎の現状について

## 1 現状

	建築年	経過年数	階数	延床面積	構造
本庁舎	S34	58年	地上5階、地下1階 塔屋3階、附属建物	6,848.26 m <sup>2</sup>	RC
東庁舎	S44	48年	地上4階、地下1階 塔屋1階	6,500.80 m <sup>2</sup>	RC
東庁舎別棟他	H 4	25年	地上2階、附属建物	674.34 m <sup>2</sup>	LSG
大手事務所	S53	39年	地上6階、塔屋2階	2,842.45 m <sup>2</sup>	RC
北別棟庁舎	H29	0年	地上2階	496.86 m <sup>2</sup>	LSG
計				17,362.71 m <sup>2</sup>	

RC：鉄筋コンクリート造、LSG：軽量鉄骨造  
北別棟庁舎は、平成29年度竣工予定

## 《位置図》



## 2 敷地面積

	本庁舎側	東庁舎側		計
		北	南	
面積	5,876 m <sup>2</sup>	4,456 m <sup>2</sup>	1,716 m <sup>2</sup>	12,048 m <sup>2</sup>

都市計画道路及び二項道路の拡幅部分を除く。  
汎用GISの三斜による面積

### 3 現在地の建築規制等

	内 容
用途地域	本庁舎側：第2種住居地域 東庁舎側：商業地域
地域・地区	防火地域：準防火地域 歴史的景観区域：松本城周辺重点地区 高度地区：本庁舎側 16m、東庁舎側 18m 景観事前協議の対象範囲（高さ15mを超える場合）
建ぺい率	本庁舎側：60% + 10%（角地） 東庁舎側：北 80%、南 80% + 10%（角地）
容積率	本庁舎側：200% 東庁舎側：400%
周辺道路	北側：全幅 2m（市道1525号線） 西側：全幅15m（市道1064号線） 中側：全幅18m（市道1095号線） 都市計画道路3・4・3（内環状線） 全幅18m 南側：全幅 7m（市道1519号線）
日影規制	本庁舎側：4時間 / 5m、2.5時間 / 10m（第2種住居地域）
道路斜線	本庁舎側：1.25 / 1m（第2種住居地域） 東庁舎側：1.5 / 1m（商業地域）
隣地斜線	本庁舎側：20m + 1.25 / 1m（第2種住居地域） 東庁舎側：31m + 2.5 / 1m（商業地域）
災害リスク	活断層：直下には確認できない。 最大想定浸水深：2cm ~ 15cm程度

## 新庁舎規模の試算

### 1 試算条件

#### (1) 新庁舎建設の際に本庁へ設置を検討する部署

ア 本来、本庁と一体で機能する部署で本庁以外にある部署

イ 単独の目的を持って設置された施設で、指定管理者制度の導入により、事務機能を本庁に設置すべきこととなった部署

#### (2) 総職員数（上記(1)を含む。）

1,023人

現状で想定し得る最大限の条件としました。

### 2 延床面積の試算方法

自治体の庁舎建設の際に一般的に用いられる算定方法で、新庁舎に必要な延床面積を算定

	延床面積	備 考
総務省の基準に基づく算定	23,151m <sup>2</sup>	市民交流スペース及び防災対策機能等の付加機能を含まない。
現庁舎の課題を整理して必要面積を算定	22,500m <sup>2</sup>	
最近の類似団体の建設事例に基づく算定	26,762m <sup>2</sup>	市の人口243,293人に人口1人当たりの面積0.11m <sup>2</sup> で換算

各算定方式に基づく延床面積の詳細（次ページ）。市の人口は、平成27年度国勢調査結果の総人口

### 3 想定される付加機能

	主な施設	面積
市民交流機能	市民フロア、サポートセンター	1,000m <sup>2</sup>
議会機能	議会図書室	200m <sup>2</sup>
災害対策機能	災害対策本部室 等	600m <sup>2</sup>
その他機能	金融機関 他	400m <sup>2</sup>
計		2,200m <sup>2</sup>

### 4 新庁舎の想定延床面積

24,700m<sup>2</sup>～26,800m<sup>2</sup>

「 総務省の基準に基づく算定」及び「 現庁舎の課題を整理し必要面積を算定」に「3 想定される付加機能」を加えた面積（「 最近の類似団体の建設事例に基づく算定」には、本市に必要な付加機能が含まれると仮定）

総務省の基準に基づく算定方式の詳細（基準は、H23年度に廃止）

	算定方法			基準面積	算定面積
	役職	換算率	職員数		
執務室  一般、係長の在籍比率から算出	特別職	20.0	3人	4.5 m <sup>2</sup> /人	270 m <sup>2</sup>
	部長	9.0	17人	4.5 m <sup>2</sup> /人	689 m <sup>2</sup>
	課長	5.0	64人	4.5 m <sup>2</sup> /人	1,440 m <sup>2</sup>
	正規	1.3	731人	4.5 m <sup>2</sup> /人	4,276 m <sup>2</sup>
	非常勤	1.0	208人	4.5 m <sup>2</sup> /人	936 m <sup>2</sup>
	小計		1,023人		7,611 m <sup>2</sup>
倉庫	×13%				989 m <sup>2</sup>
会議室・トイレ等	職員数×基準面積			7.0 m <sup>2</sup> /人	7,161 m <sup>2</sup>
共用部分(廊下、階段、ロビー等)	( + + ) ×40%				6,305 m <sup>2</sup>
議場等議会施設	議員定数31人×基準面積			35.0 m <sup>2</sup> /人	1,085 m <sup>2</sup>
計					23,151 m <sup>2</sup>

現庁舎の課題を整理して必要面積を算定する方式の詳細

	必要面積	備考
執務室	7,600 m <sup>2</sup>	本庁移管課分(約200~280 m <sup>2</sup> )を含む。
会議室	2,000 m <sup>2</sup>	会議室不足、作業スペース等を考慮し、「現状」と「執務室化された400 m <sup>2</sup> 」の2倍
共用部分(廊下、階段等)	6,600 m <sup>2</sup>	ユニバーサル化、国交省基準の1.1倍
倉庫	1,000 m <sup>2</sup>	書類の増を想定
トイレ	400 m <sup>2</sup>	ユニバーサル化、国交省基準の1.1倍
窓口待合スペース	400 m <sup>2</sup>	総合窓口を考慮し、(現)市民課待合の約1.5倍
相談室	300 m <sup>2</sup>	個人情報に配慮し、現行の2倍
保健室	100 m <sup>2</sup>	国交省の基準
議場等	1,200 m <sup>2</sup>	現行面積を維持
食堂・売店	300 m <sup>2</sup>	食堂は2倍、コンビニ入居を考慮
市民活動サポートセンター		別途議論を要する。
記者室	50 m <sup>2</sup>	
市民交流スペース	250 m <sup>2</sup>	他都市を参考とするが、(現)大会議室程度の面積があれば良いか。
機械室等	2,300 m <sup>2</sup>	
その他		緩衝項目
計	22,500 m <sup>2</sup>	

最近の類似団体の建設事例に基づく算定方式の詳細

	人口	竣工年	延床面積	人口1人当たり面積
甲府市	192,559人	H25年	28,450 m <sup>2</sup>	0.15 m <sup>2</sup>
平塚市	257,506人	H26年~	26,539 m <sup>2</sup>	0.10 m <sup>2</sup>
茅ヶ崎市	241,264人	H28年	24,585 m <sup>2</sup>	0.10 m <sup>2</sup>
つくば市	205,097人	H22年	21,347 m <sup>2</sup>	0.10 m <sup>2</sup>
単純平均	224,107人		25,230 m <sup>2</sup>	0.11 m <sup>2</sup>

松本市の人口243,293人に上表の0.11 m<sup>2</sup>を乗じて得られる面積 26,762 m<sup>2</sup>

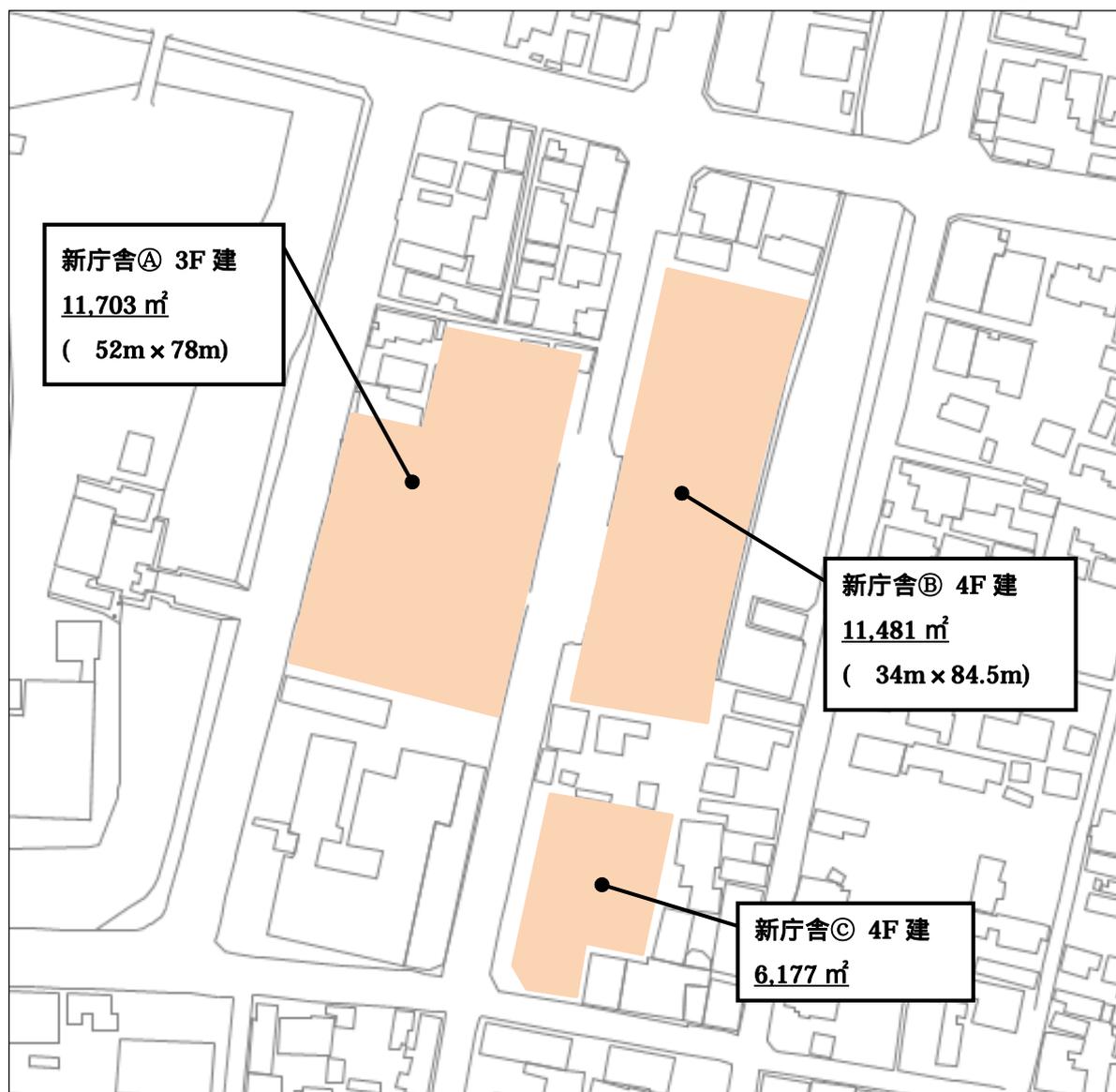
## 現在地で改築した場合の最大延床面積

### 1 試算条件

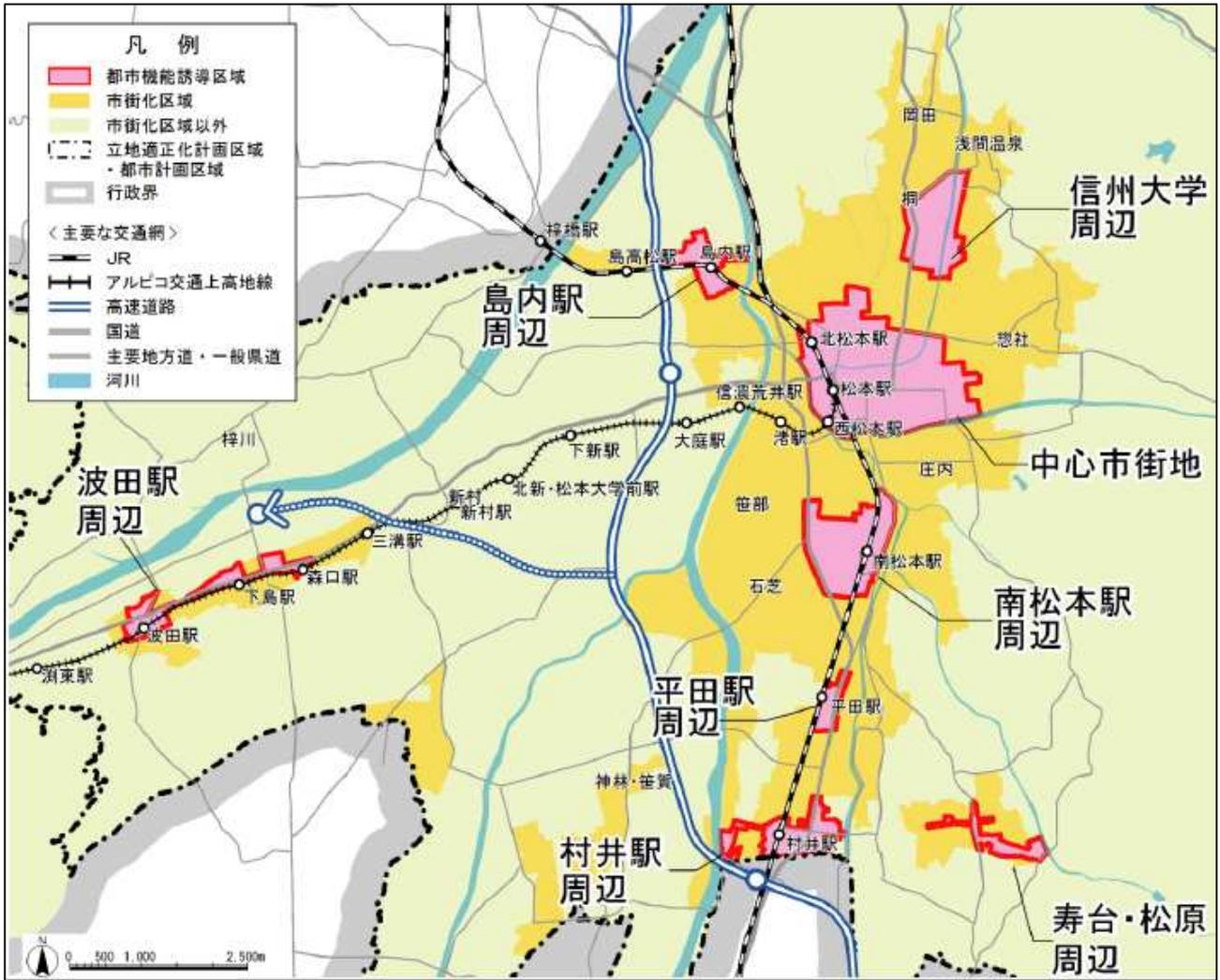
	条 件
階高(1階)	5.0m
階高(2階以上)	3.8m
階数(本庁舎側)	3階建(階高: 1階 5.0m、2・3階 3.8m)
階数(東庁舎側)	4階建(階高: 1階 5.0m、2~4階 3.8m)
建ぺい率	新庁舎①: 70%、新庁舎②: 80%、新庁舎③: 90%
容積率	新庁舎①: 200%、新庁舎②: 400%、新庁舎③: 400%
斜線及び日影規制	規制のとおり
駐車場	200台分
オイルタンク、貯水槽、 防火水槽、変電設備等	考慮せず
景観・圧迫感配慮等	考慮せず

### 2 最大延床面積

29,361㎡ (本庁舎側: 11,703㎡、東庁舎側: 17,658㎡)



## 立地適正化計画の都市機能誘導区域と誘導施設



誘導施設 ~ 拠点・施設別のまとめ ~

		行政	商業	医療	福祉	子育て	金融	文化	教育研究	シブヤン	事業																
1 誘導施設	● : ある施設の充実 (増加、機能拡充)	主要な行政施設	大規模集客施設	大規模小売店舗	食料・日用品店舗	個人的な店舗	二次・三次医療機関	身近な医療機関	高齢者福祉施設	生きがいの仕組みをつくる施設	障害者支援の拠点施設	子育て支援施設	学生や子どもが集う施設	日銀、金融機関の本店機能等	支店、郵便局等	基幹となる博物館、美術館等	基幹となる図書館	情報発信施設	音楽ホール、文化ホール	広域的に学生等が集まる学校	研究機関、まちなかキャンパス	大学および関係機関	コンベンション施設	文化芸術と産業をつなぐ施設	エネルギー高度利用施設	本社機能(工業系等を除く)	
	▲ : ない施設を誘導																										■ : ある施設の維持 (区域外への立地抑制)
2 緩やかな立地支援																											
△ : 地域特性に応じて立地(維持)																											
都市機能誘導区域	都市中心拠点	中心市街地	●	■	■	△	△	■	△	●	▲												●	▲	▲	●	
	地域拠点	南松本駅周辺		■	■	△			△	●	▲	●	▲		△								●				
		村井駅周辺			■	△			■	△	●	▲			△								●				
		平田駅周辺			■	△			△	●	▲				△												
		島内駅周辺			■	△			△	●	▲				△						●						
		波田駅周辺			■	△			■	△	●	▲			△						●	●					
		寿台・松原周辺			■	△				△	●	▲			△												
		信州大学周辺			■	△				△	●	▲			△						●	●		●			

## 市民等から意見を受けた建設場所（現在地以外）の検証

	検証の概要
深志 2 丁目 交差点付近	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画の『中心商業業務ゾーン』</li> <li>・立地適正化計画の都市機能誘導区域で、主要な行政施設を誘導する『都市中心拠点』</li> <li>・周辺に新庁舎建設に十分な市有地がない。</li> </ul>
合同庁舎周辺	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画の『田園環境保全ゾーン』</li> <li>・立地適正化計画の都市機能誘導区域の範囲外</li> <li>・農振農用地（青地）</li> </ul>
南松本駅付近	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画の『都市型住宅ゾーン』</li> <li>・立地適正化計画の都市機能誘導区域内だが、『地域拠点』であり、主要な行政施設を誘導する区域には該当しない。</li> <li>・現在、商業施設として営業中の土地</li> </ul>
平田駅西側	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画の『田園環境保全ゾーン』</li> <li>・立地適正化計画の都市機能誘導区域の範囲外</li> <li>・農振農用地（青地）</li> </ul>



# 意見書

平成 29 年 8 月 23 日

松本市役所新庁舎建設候補地検証委員会

平成29年8月23日

松本市長 菅谷 昭 様

松本市役所新庁舎建設候補地検証委員会  
委員長 山沖 義和

松本市役所新庁舎建設候補地検証委員会 意見書

松本市役所新庁舎の建設候補地について、松本市役所新庁舎建設候補地検証委員会設置要綱第2条の規定に基づき、松本市役所新庁舎建設候補地検証委員会（以下「委員会」という。）としての検証結果を意見書として下記のとおり取りまとめました。今後、貴市が建設計画を進めるに当たっては、意見書の内容にご留意ください。

記

1 審議日程及び方法

	委員会開催日	委員会の内容
第1回	平成29年6月28日	1 事務局による経過等の説明 2 審議
第2回	平成29年7月14日	1 担当分野（等）ごとに意見書作成・提出 2 事務局とりまとめの上、各委員に送付
第3回	平成29年7月27日	1 審議（意見内容の決定）

2 建設候補地の庁舎用地としての適性について

松本市役所新庁舎建設候補地（松本市丸の内3番7号。現在地）は、庁舎用地としての適性が認められる。

3 評価の見直しについて

次の評価については、文言若しくは評価の方向性を見直すことが望ましい。

視点1 歴史性・将来性	
未来にわたる中核性	
見直し前	見直し後
市民の心のよりどころである松本城に隣接するため、将来に亘り松本市の中核的エリアである可能性が高い。	松本を象徴する松本城に隣接するため、将来に亘り松本市の中核的エリアである可能性が高い。

視点2 利便性	
交通アクセス	
見直し前	見直し後
駅から徒歩圏内で、路線バスも多数運行されている。また、来庁者用駐車場も一定台数分を用意でき、交通の利便性は確保されている。	駅から徒歩圏内で、路線バスも多数運行されている。今後、来庁者用駐車場を一定台数分用意することにより、交通の利便性は確保される。

他の官公署との距離	
見直し前	見直し後
主要官公署との距離は約 3 km程度以内で、自転車圏内である。他の公共機関との連携を図りやすい位置にある。	主要官公署との距離は約 3 km程度以内であり、他の官公署の中心的な場所に位置している。

視点3 実現性・実用性	
建築計画の自由度	
見直し前	見直し後
長方形の整形の画地だが、市有地の間に市道と民有地を挟み、飛び地になっている。効率的・効果的に土地を利用する設計が必要となる。	3 つに分割された敷地ではあるが、各々が長方形に近い整形の画地であり、無駄のない敷地利用及び平面計画が可能。ただし、連続的に庁舎利用ができるように敷地間の回遊性を確保する必要性がある。
災害に対する安全性	
見直し前	見直し後
直下に活断層が確認されておらず、また、周囲を道路や堀に囲まれていることから、地震発生時に周辺建物の被災に伴う二次被害(類焼、周辺建物の倒壊等)を受ける可能性も低い。緊急車両などのアクセスも確保できており、内環状北線の拡幅が進めば、更に災害時のアクセス性が高まる。なお、100年に一度程度の大雨で女鳥羽川の堤防が決壊した場合であっても、大規模な浸水被害に至らない(2~15 cmの浸水被害)。	直下に活断層は確認されていない。ただし、当地を含む中心市街地は建築支持基盤が深く、十分な免震対策が必要。緊急車両などのアクセスが確保できており、内環状北線の拡幅が進めば、更に災害時のアクセス性が高まる。なお、100年に一度程度の大雨で女鳥羽川の堤防が決壊した場合であっても大規模な浸水被害に至らない(2~15 cmの浸水被害)もの、想定しうる最大規模の水害対策を施す必要がある。

視点4 経済性	
民間資金の誘引	
見直し前	見直し後
周辺エリアで実施されている公共事業との相乗効果で、周辺地の活性化に繋がる可能性がある。	周辺エリアで実施されている公共事業との相乗効果で、周辺地の活性化に繋がる可能性がある。また、民間資金の活用を検討できる立地である。

松本市役所新庁舎建設候補地検証委員会

委員長	山 沖	義 和
委員長代理	木 村	晴 壽
委員	倉 澤	聡 聡
	渡 邊	徹 徹
	菊 池	聡 聡

## 現在地の庁舎用地としての評価

視 点	評 価 項 目	評 価
<b>視点1 歴史性・将来性</b>  過去・現在・未来において、松本の政治・経済・文化の中心地であり、市役所所在地としても広く認知されている。	歴史的背景	松本市は、松本城の城下町として発展し、近隣町村との合併を経て、現在の市域を形成した。松本城公園に隣接するこのエリアは、市役所の所在地として、市内外に認知されている。
	まちづくりの継続性	「松本城を中心としたまちづくり」、「都市計画マスタープラン」、「立地適正化計画」など、本市のまちづくりの考え方と整合している。
	未来にわたる中核性	松本を象徴する松本城に隣接するため、将来にわたり松本市の中核的エリアである可能性が高い。
<b>視点2 利便性</b>  交通アクセスが確保されている。また、他の官公署との中心的な場所に位置しており、連携を図る際にも特段の支障がない。	交通アクセス	駅から徒歩圏内で、路線バスも多数運行されている。今後も、来庁者用駐車場を一定台数分用意することにより、交通の利便性は確保される。
	人口重心からの距離	人口重心からの距離は約3.5キロメートルと徒歩圏内からは外れている。ただし、本市の規模（東西5.2キロメートル、南北4.1.3キロメートル）からみると、必ずしも遠距離とは言えない。
	他の官公署との距離	主要官公署との距離は約3キロメートル程度以内であり、他の官公署の中心的な場所に位置している。
<b>視点3 実現性・実用性</b>  法令上の制約や土地利用計画を変更せず建設が可能である。また、直下に活断層が確認されていない。ただし、中心市街地の特性として、十分な免震対策は必要となる。	法令上の制約	法令上の制約や、新たな土地利用計画及び都市計画の見直しが必要なく、必要規模の庁舎を建設可能。ただし、松本城三の丸に位置することから、発掘調査に相応の期間を要し、庁舎の意匠や空間配置にも配慮が必要である。
	建築計画の自由度	3つに分割された敷地ではあるが、各々が長方形に近い整形の画地であり、無駄のない敷地利用及び平面計画が可能。ただし、連続的に庁舎利用できるように敷地間の回遊性を確保する必要がある。
	災害に対する安全性	直下に活断層は確認されていない。ただし、当地を含む中心市街地は支持基盤が深く、十分な免震対策が必要。緊急車両などのアクセスが確保できており、内環状北線の拡幅が進めば、更に災害時のアクセス性が高まる。なお、100年に一度程度の大雨で女鳥羽川の堤防が決壊した場合であっても大規模な浸水被害に至らない（2～15センチメートルの浸水被害）ものの、想定しうる最大規模の水害対策を実施する必要がある。
<b>視点4 経済性</b>  新たに大規模な用地を取得せずに建設が可能である。また、民間資金の活用を図ることのできる可能性のある場所である。	用地の確保	既存の市有地を活用できるため、用地取得は特に必要ない。
	インフラの整備状況	電気・ガス・上下水道等のインフラは整備済みで、新たなインフラ投資の必要性はない。
	民間資金の誘引	周辺エリアで実施されている公共事業との相乗効果で、周辺地の活性化に繋がる可能性がある。また、民間資金の活用を検討できる立地である。

## 新庁舎建設に係るこれまでの主な市議会一般質問及び答弁内容（要旨）

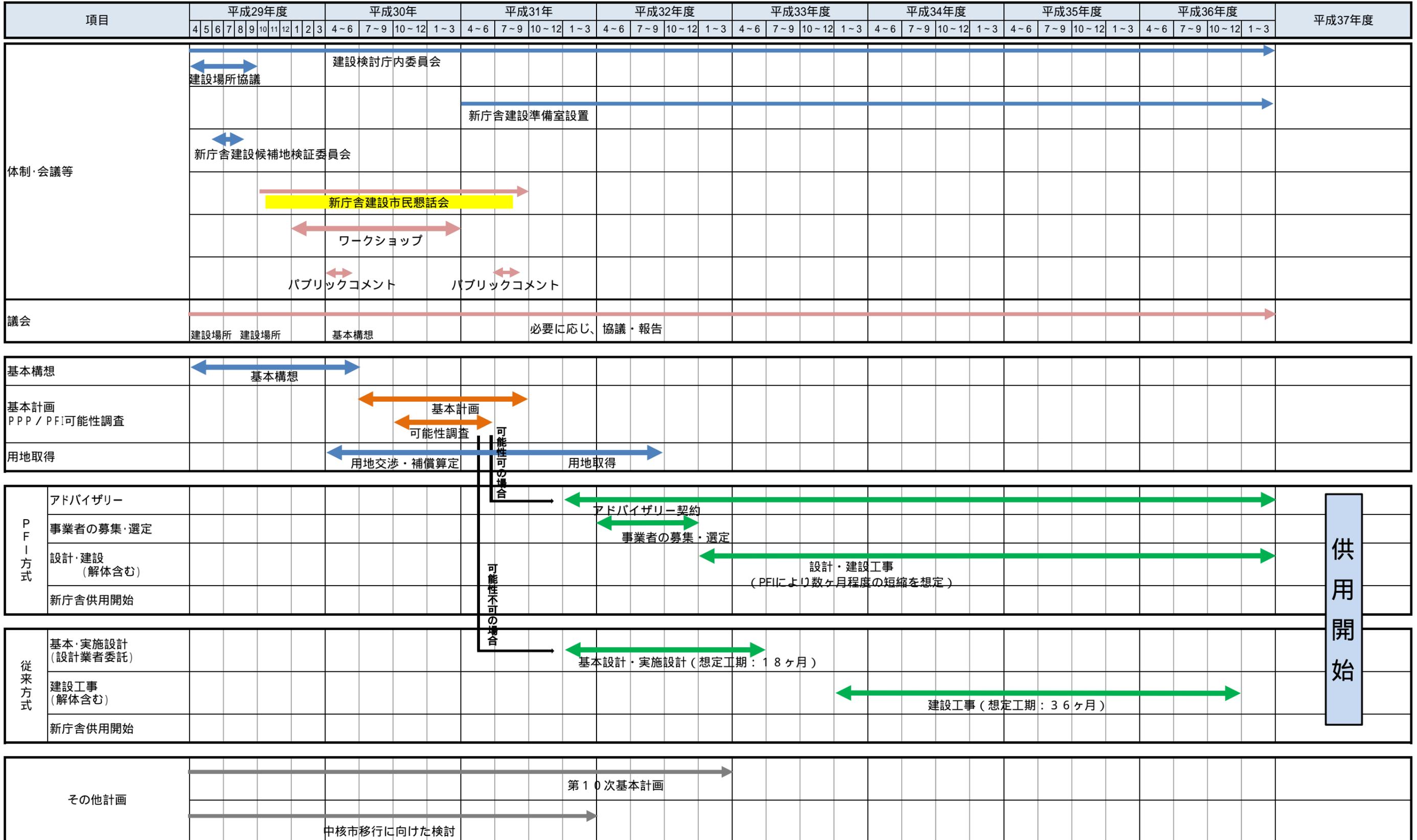
	質 問	答 弁
平成28年2月定例会	【柿澤 潔 議員】 新庁舎建設検討庁内委員会において、どのようなことが課題か。	建設場所などの課題と並行して、「健康寿命延伸都市宣言」をしている松本市にふさわしい庁舎とは何かを考えることが大きな課題。
	【柿澤 潔 議員】 新庁舎建設について、将来の方向性について提示してほしい。	市庁舎は、行政の中心であると同時に、まちづくりの核となる施設であることから、後の世に恥ずることのない「未来志向型」の庁舎を市民の皆様とともに作り上げることができるよう、議会の皆様を初め市民の皆様のご意見をしっかりと伺いながら、後顧の憂いのなきよう、慎重かつスケジュール感を持って取り組んでいく。
平成28年9月定例会	【中島 昌子 議員】 平成28年2月定例会で答弁のあった「未来志向型」の庁舎とはどのようなものか。	私が思い描く未来志向型の庁舎のイメージとは、普遍的な理念である「健康寿命延伸都市・松本」の創造に向け、市民との共創により進める将来のまちづくりの核となるものと考えている。 市民の皆さんに親しまれ、地球環境への配慮や個人情報機密保持、あわせて松本のまちの風致（風情）と趣と一体感を持った庁舎であることがポイントになると認識している。 災害時の拠点となる防災機能を備えておくことも必要不可欠であることから、その機能を庁舎内に設置するか、あるいは別棟にするかも含め、今後の研究課題とする。 さらには、松本広域圏の中心市としての役割を担うことや、民間資本の導入も視野に入れ、スケジュール感とスピード感を持って検討を進めていく。 未来志向型の庁舎づくりは、議会を初め市民の皆様が多岐にわたるご意見をしっかりと伺いながら取り組んでいくことが求められると認識している。
平成29年2月定例会	【芝山 稔 議員】 新市庁舎については、「未来志向型」とすることが説明されているが、この「未来志向型」とはどのようなことを指すのか。	私個人としては、ハード面及びソフト面から考えて見てはいかがかと思っている。 ハード面としては、未来の社会においては、インターネットはもちろんのことAI、人工知能やロボットなどの利用が普及し、それを前提とした社会や働き方に変化が生ずるものと推測される。あわせて環境面においても、エネルギーをつくり、蓄え、効率よくコントロールするような技術も現在よりさらに進んでいると思われる。そのような時代の変化や技術の進化に伴う市民生活の変容に、市民サービスを提供する市役所庁舎が柔軟に対応可能な建築構造上の周到な整備が必要と思う。 一方、ソフト面では、市役所が旧来型の役人集団の館から脱却して、若いも若きも、また障害のある方も子ども連れの方も、多くの市民の皆様が気軽に立ち寄り、例えば簡単な健康増進の実践や健康情報などの入手ができる場を設け、世界の健康を松本市民が牽引していく気概を浸透させる仕組みづくりなど、市民の皆様に対し、これから訪れる新たな時代を見据えたオフィス像を提案していくことも未来志向型の考え方ではないかと思っている。

<p>平成29年2月定例会</p>	<p>【芝山 稔 議員】 ICTの普及や新しい働き方、職員の地域への重点的配直などで、庁舎に必要な面積は変わってくる。 必要な面積、集約型か分散型かなどの新庁舎の方向性は、60年後の社会においても色あせない庁舎とは何かを考える中で見出していくべきと思うが、市長の考えを伺う。</p>	<p>市役所に対する考え方については、いろいろあっていいと思っている。 新庁舎は、完成後50年、60年先まで使用されることになる。10年後、30年後、そして50年後はどんな社会になっているのか、市民生活で何が求められているのか、予測することは極めて難しいが、将来における社会情勢や生活様式、仕事の進め方などの変化をできる限り想像しながら、議会を初め市民の皆様とともに庁舎のあり方を見出していきたいと考えている。 また、新庁舎をより長く利用するのは、我々のような世代ではなくもっと若い世代であり、さらに言えばこれから生まれてくる子供たちも含めた将来世代である。したがって、新庁舎については現世代の視点だけでなく、将来世代の視点というものを強く意識し、まさに未来志向で検討していきたいと考えている。</p>
-------------------	---	---

## 松本市新庁舎建設市民懇話会 平成 29 年度会議日程

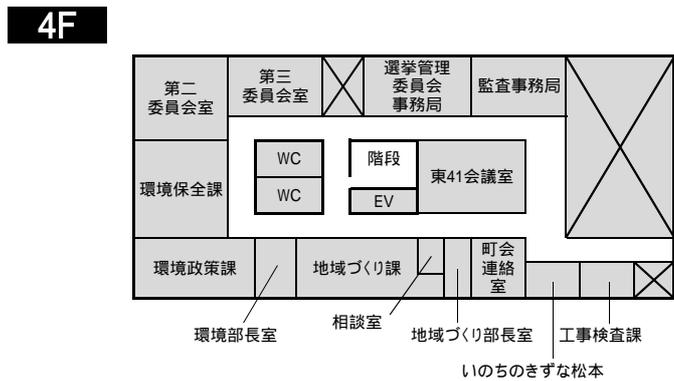
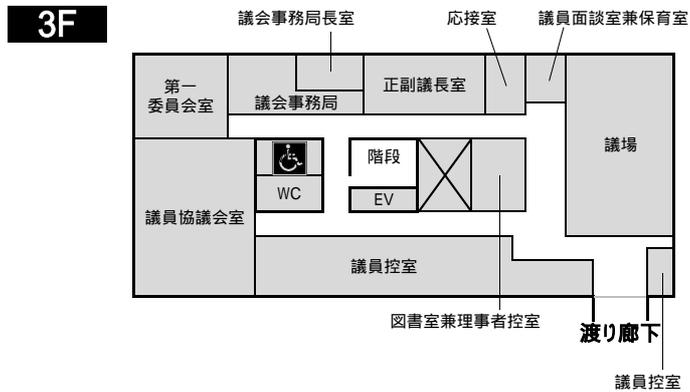
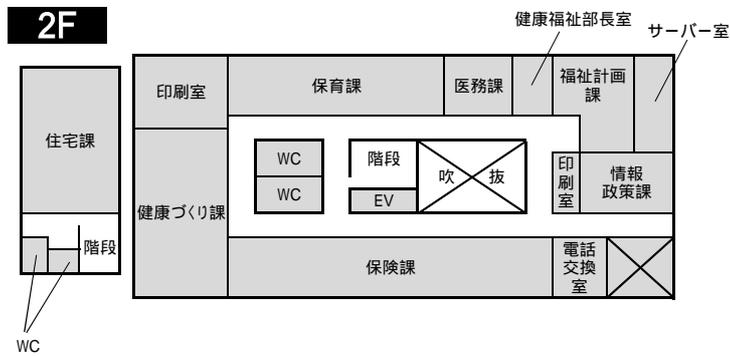
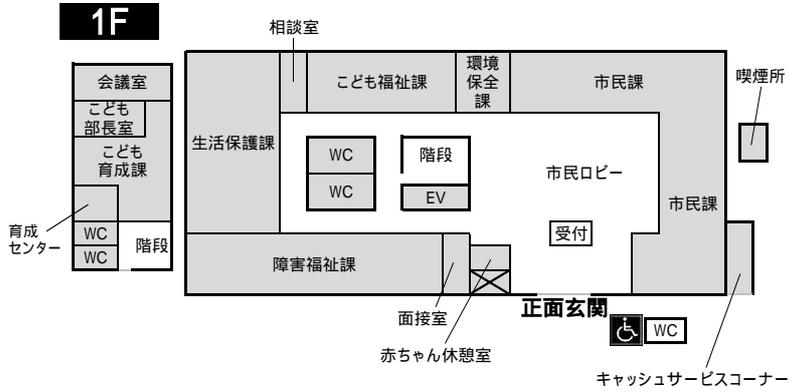
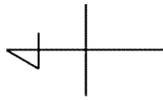
	開催日時	内容(予定)
第 1 回	平成 29 年 10 月 28 日(土) 14 時～	1 委員委嘱 2 経過等の説明 3 現庁舎見学 4 意見交換
第 2 回	平成 29 年 12 月 17 日(日) 10 時 15 分～	1 意見発表 2 意見交換
第 3 回	平成 30 年 2 月 24 日(土) 10 時 15 分～	1 新庁舎建設基本構想 (案)骨子の説明 2 意見交換

# 新庁舎建設ロードマップ





# 東庁舎 配置図



# 大手事務所 配置図

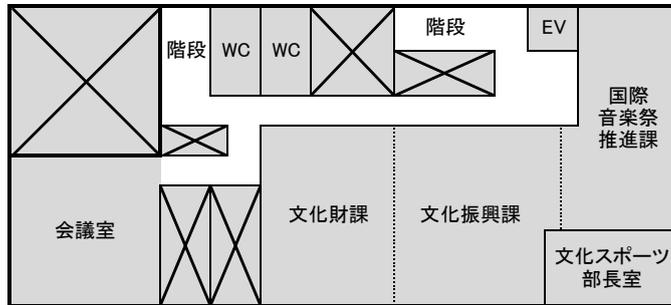
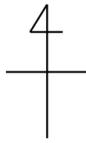
## 1F

- 松本観光コンベンション協会
- 観光情報センター

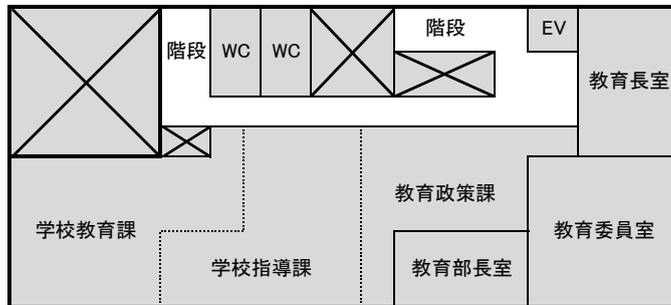
## 2F

- 市民活動サポートセンター  
(地域づくり課協働推進担当・プラチナ世代相談窓口 とまり木)
- 松本市こどもの権利相談室「こころの鈴」

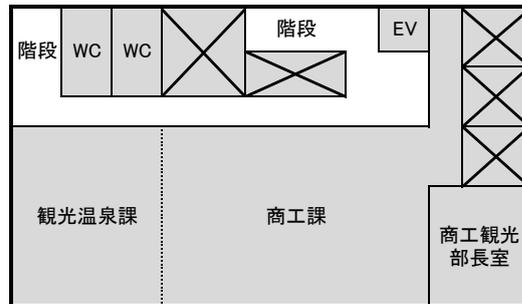
## 3F



## 4F



## 5F



## 6F

